

答申において修正を指摘した箇所

(9) その他

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(2頁1行目)</p> <p>また、雇用・労働関連の用語や定義等を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。</p>	<p>(2頁1行目)</p> <p>また、雇用・労働関連等の用語や定義を整理するなど、統計相互の比較可能性の向上を図る。</p>
<p>(2頁11行目)</p> <p>また、各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。</p>	<p>(2頁11行目)</p> <p>また、<u>国際労働機関（ILO）</u>における就業・失業等に関する国際基準の見直しなど各種の統計における国際基準、ガイドライン等の検討に寄与するとともに、その検討動向を踏まえた統計の作成及び提供に努める。なお、国際比較可能性の確保・向上に際しては、報告者の負担や実査可能性にも留意する。</p>
<p>(3頁6行目)</p> <p>5 統計データの<u>透明化・オープン化</u>の推進</p> <p>統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。</p> <p>(中略)</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^(注1)の提供</p>	<p>(3頁11行目)</p> <p>5 統計データの<u>オープン化と作成過程の透明化</u>の推進</p> <p>統計の作成方法や推計方法等に係る品質表示の改善に加え、プロセス保証^(注2)の導入を検討するなど、統計作成過程における透明性の一層の向上を図る。(中略)</p> <p>さらに、政府統計の総合窓口（e-Stat）について、API機能^(注3)の提供</p> <p>(注2) 統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組</p>
<p>(4頁14行目)</p> <p>一方、今後の国民経済計算の<u>年次推計</u>については、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合が定めた国民経済計算の新たな国際基準である2008 SNAへの対応を目指す必要があり、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重</p>	<p>(4頁14行目)</p> <p>一方、今後の国民経済計算の<u>推計</u>については、消費税率の引上げを始めとする経済環境の変化に適切に対応していくことに加え、平成28年経済センサス-活動調査の経理事項対象年である平成27年分の確報推計について、製造業のデータを従来から推計に用いている構造統計から動態統計に変更すること（いわゆる「代替推計」）を確立する必要があるなど、基礎統計をめぐる条件の変化を踏まえ、推計精度の確保と向上を図っていくことが、何よりも重要な課題である。また、こうした取組に加え、平成28年を目途とする次回基準改定に当たっては、国際連合において合意された国民経済計算の新たな国際基準である2008</p>

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>要な課題も検討が必要となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。</p>	<p>SNAへの対応を目指す必要がある、生産面・分配面の四半期別GDP速報の開発等といった重要な課題に<u>応えることが必要</u>となっている。さらに、提供情報の充実や一層の作成方法の透明化に努めるとともに、これらの取組の実現には、国民経済計算と一次統計の連携強化が不可欠である。</p>
<p>(5頁18行目) 平成27年産業連関表での実現を目指す。</p>	<p>(5頁19行目) <u>次回表（現在作成途上にある平成23年表の次の表）</u>での実現を目指す。</p>
<p>(5頁26行目) 国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計等の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。</p>	<p>(5頁28行目) <u>国民経済計算の基礎統計に起因する課題を解決するため、報告者の負担及び基礎統計の整備によって得られる効果に配慮しつつ、推計の基礎となる一次統計の更なる整備と活用方法の開発を進めるなど、取組の発展・充実を図る。</u></p>
<p>(7頁4行目) また、各種経済統計の精度向上に当たっては、<u>副次的な経済活動を把握</u>するため</p>	<p>(7頁12行目) また、各種経済統計の精度向上に当たっては、<u>多面的な経済活動を把握</u>するため</p>
<p>(7頁15行目) 結果表章の在り方について検討を進める。</p>	<p>(7頁23行目) 結果表章の在り方について、<u>国民経済計算及び産業連関表と連携し</u>検討を進める。</p>
<p>(12頁16行目) また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、<u>国民医療費の精度向上に努めるとともに、</u></p>	<p>(12頁24行目) また、SHA手法に基づく保健医療支出推計については、<u>引き続き、推計の基となる既存統計等の精度向上に努めるとともに、</u></p>
<p>(12頁19行目) また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、<u>関連する統計体系を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。</u></p>	<p>(12頁28行目) また、多数の統計調査及び行政記録情報に基づき作成及び提供されている医療、福祉及び介護関係の統計については、<u>これらの分野における統計体系を明らかにし、利便性、有用性等の向上を図る。</u></p>
<p>(13頁13行目) 教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に<u>経済負担等</u>をよりの確に把握することが必要である。</p>	<p>(13頁22行目) 教育費関係の支出の負担感の高まりを背景に<u>学習費</u>をよりの確に把握することが必要である。</p>
<p>(13頁17行目) 学校教育から就業への<u>ライフコース全般</u>を的確に捉える統計（縦断調査）の</p>	<p>(13頁26行目) 学校教育から就業への<u>ライフコース</u>を的確に捉える統計（縦断調査）の整備</p>

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>整備が求められている。 （中略）また、学校教育から就業への<u>ライフコース全般</u>を的確に捉える統計については</p>	<p>が求められている。 （中略）また、学校教育から就業への<u>ライフコース</u>を的確に捉える統計については</p>
<p>(15頁20行目) <u>今後とも一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。</u></p>	<p>(15頁20行目) <u>より正確な母集団情報を整備するための課題に取り組むとともに、一層のデータ蓄積や利活用の推進を図る必要がある。</u></p>
<p>(16頁33行目) さらに、<u>統計データの透明化・オープン化等の推進や、統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、</u></p>	<p>(16頁33行目) さらに、<u>統計作成に行政記録情報等を活用することの有用性等に関する理解を得る取組等の一環として、</u></p>
<p>(17頁2行目) <u>行政記録情報等を含むビッグデータ^(注5)の統計作成への利活用及び統計データのビッグデータへの活用</u>について研究を進める。</p>	<p>(17頁2行目) <u>統計データとビッグデータ^(注7)を相互に結び付け、活用すること</u>について研究を進める。</p>
<p>(19頁35行目) ①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウを活用した<u>コールセンターの設置</u>、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p>	<p>(19頁35行目) ①国直轄調査の導入、②調査対象業種や調査系統の見直し、③民間事業者のノウハウの活用、④地域別表章の充実・支援、⑤登録調査員の確保・育成等に努めている。</p>
<p>(21頁18行目) <u>適正に民間事業者を活用することが重要である。</u></p>	<p>(21頁18行目) <u>優れたノウハウやリソースを持つ民間事業者の効果的かつ適正な活用が引き続き重要である。</u></p>
<p>(21頁27行目) 民間事業者の<u>体制</u>といった点に留意する必要がある。 このため、民間事業者の活用については、<u>民間事業者のノウハウ・リソースを積極的に活用し、調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、</u></p>	<p>(21頁28行目) 民間事業者の<u>履行能力</u>といった点に留意する必要がある。 このため、民間事業者の活用については、<u>調査業務の負担軽減及び効率化を図ることを共通認識として、</u></p>
<p>(22頁32行目) その一環として、<u>統計調査の実施過程の管理方法等に関する品質評価の取組である「公的統計のプロセス保証」を、品質保証活動に導入することが有効である。</u></p>	<p>(22頁31行目) その一環として「<u>公的統計のプロセス保証</u>」を、品質保証活動に導入することが有効である。</p>

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(23頁25行目)</p> <p><u>統計の有用性を理解し、統計データを活用する能力である「統計リテラシー」や、統計調査への協力並びに統計データを利用するために必要な意識及び倫理観である「統計倫理」を重視した統計教育が重要である。</u></p>	<p>(23頁24行目)</p> <p>統計リテラシー^(注8)を重視した統計教育や統計教育等を通じた統計倫理^(注9)の涵養が重要である。<u>そのため、</u></p> <p>(注8) 統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力をいう。 (注9) 統計の重要性を理解し、統計調査への協力とともに、統計データを適切に利用するために必要な意識、倫理観をいう。</p>
<p>(28頁22行目)</p> <p>第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、<u>非対称分布推計の見直し</u>等）</p>	<p>(28頁22行目)</p> <p>第三に、統計法施行状況審議や個別の諮問審議において把握した府省横断的な統計上の課題（欠測値補完、<u>歪みの強い分布に関する推計の改善、サービスの質の計測に関する動向</u>等）</p>
<p>(30頁8行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表、<u>延長産業連関表及び一次統計の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</u></p>	<p>(30頁8行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 供給・使用表の枠組みを通じた国民経済計算の精度向上のため、国民経済計算と産業連関表<u>及び延長産業連関表の作成部局の間で、必要な情報の共有や整合性の確保に努めつつ、連携を行う。</u></p>
<p>(31頁14行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを旨とする。<u>その際、行政記録情報の活用等も併せて検討する。</u></p>	<p>(31頁14行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 支出面の精度の確保・向上に引き続き努めるとともに、生産及び分配所得面を含む<u>三面の四半期推計を整備し、当面、その速報を参考系列として公表することを旨とする。推計に当たっては、三面の推計値相互の整合性を高めるよう努めるとともに、行政記録情報の活用等も併せて検討する。</u></p>
<p>(32頁24行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 上記、1(1)エに記載した事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、その推進に努める。</p>	<p>(32頁25行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>◎ 上記、1(1)に記載した<u>基礎統計の整備に関する事項を含む、国民経済計算及び産業連関表と一次統計との連携強化について、協議、情報共有する場を設け、優先順位・時間軸を念頭にその推進に努める。</u></p>
<p>(33頁4行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の<u>統一化</u>、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。</p>	<p>(33頁5行目：別表（具体的な措置、方策等）)</p> <p>○ 上記の検討結果を踏まえ、経済センサス - 活動調査の中間年における、関連する大規模統計調査を含めた調査期日の<u>在り方</u>、総売上高の把握等についての枠組みについて検討する。</p>

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
<p>(38頁7行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>◎ 欧州統計家会議（CES）による「<u>時間利用調査の調和に関するガイドライン</u>」の内容を注視し、社会生活基本調査の調査内容の検討に活用する。</p>	<p>(38頁4行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>◎ 欧州統計家会議（CES）による「<u>生活時間調査に関するガイドライン</u>」(Guidelines for Harmonizing Time-Use Surveys)の内容を精査し、社会生活基本調査の調査計画の検討に活用する。</p>
<p>(38頁26行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び統一性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p>	<p>(38頁24行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査について、客観性及び比較可能性を確保するための基準の設定等、引き続きその改善に向けた取組の充実を図る。</p>
<p>(38頁30行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、<u>学習費に関する経済的負担</u>のよりの確な把握に向けた調査内容等の充実を図る。</p>	<p>(38頁29行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 子どもの学習費調査について、報告者の負担を考慮した上で、<u>学習費のよりの確な把握</u>に向け、<u>学習費に関連する調査内容</u>等の充実を図る。</p>
<p>(38頁34行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 学校教育から就業への<u>ライフコース全般</u>を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</p>	<p>(38頁33行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 学校教育から就業への<u>ライフコース</u>を的確に捉える統計（縦断調査）の実施について、予算の確保や実施体制等多くの課題が存在することから、既存調査との連携も含めて、実現に向けて検討する。</p>
<p>(38頁39行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議状況等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</p>	<p>(38頁38行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>◎ 社会教育調査について、教育委員会制度等の在り方に関する中央教育審議会の審議結果等を踏まえつつ、施設の利活用・運営状況など新たな調査内容を含めた統計の整備を検討する。</p>
<p>(41頁5行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、統計における活用を検討する。</p>	<p>(41頁5行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 個人番号については、その利用範囲の拡大に関する番号法の見直しに併せて、<u>統計作成</u>における活用について検討する。</p>
<p>(41頁22行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。</p>	<p>(41頁22行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 各府省と連携して、基幹統計を中心に表章区分（<u>年齢や事業所規模等</u>）の現状を整理した上で、標準的な表章区分の在り方について検討する。</p>
<p>(43頁18行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、<u>公的統計へのプロセス保証</u>(統計調査の実施過程の管理方法等)を、「公的統計</p>	<p>(43頁30行目：別表（具体的な措置、方策等））</p> <p>○ 各府省連携の下、国際的な動向や関連学会における研究結果等を踏まえ、<u>公的統計へのプロセス保証</u>を、「公的統計の品質保証に関するガイドライン」</p>

諮問時の第Ⅱ期基本計画（案）	答申時の第Ⅱ期基本計画（案）
の品質保証に関するガイドライン」に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。	に導入する方向で同ガイドラインの見直しを実施する。
(45頁18行目：別表（具体的な措置、方策等）) ○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、統計データ登録の促進を図る。	(45頁28行目：別表（具体的な措置、方策等）) ○ 政府統計共同利用システムの統計情報データベースへの統計データの登録作業の簡素化・支援方策を検討し、 <u>各府省の協力を得て</u> 、統計データ登録の促進を図る。

(注) 下線を付した箇所は、答申本文の「2 修正等が必要と考える箇所及び理由」の(9)に該当する修正点である。